

労務通信

定年後、継続雇用している社員がいる会社さん必見！

有期契約労働者の無期転換ルールの特例 平成27年4月1日施行(予定)

無期転換ルールとは？ 契約社員、パートタイマーを雇用している場合は注意！

平成25年4月1日の労働契約法の改正により、次のような無期転換ルールができました。

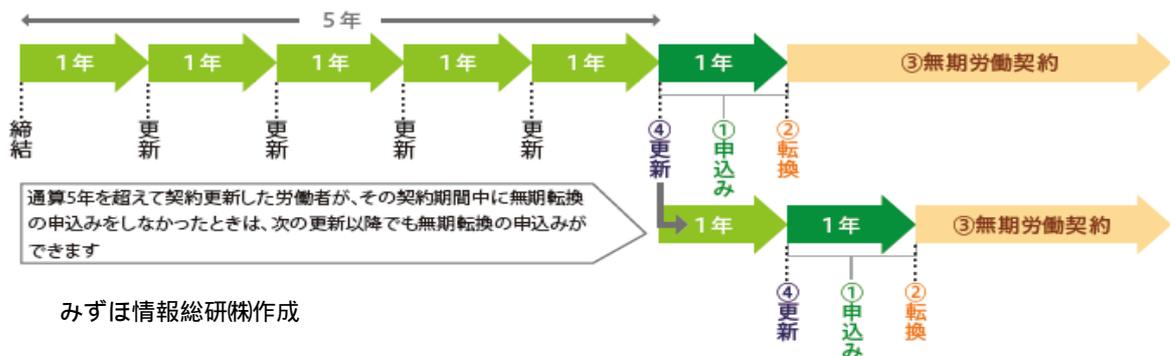
労働契約法第18条

同一の労働者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。

このルールは、労働契約を通算5年を超えて更新してきた契約社員やパートタイマーから、「無期労働契約の申込み」があった場合は、使用者がその申込みを承諾したものとみなされ、その時点で無期労働契約が成立します。

無期転換の申込みができる場合

【契約期間が1年の場合の例】



有期労働契約と無期労働契約の違いとは？

無期労働契約になって問題になる点は、簡単に言うと契約社員等に辞めてもらいづらくなるということです。

有期労働契約の場合、原則は契約期間満了で雇止めとすることが可能です(ただし、1年以上雇用していたり、3回以上契約を更新している場合は、雇止めの予告が必要です)。

が、無期労働契約の社員に辞めてもらう場合は、正社員と同じ「**解雇**」扱いとなり、客観的に合理的な理由がなければ、認められないこととなります。

契約社員やパートタイマーでも、いつまでも長く働いてもらいたい、という会社であれば問題ありませんが、あくまでも臨時的なものという考えの場合は、いつの間にか5年を超えてしまったということがないように、契約社員等の労働契約期間の上限を決めておくことが大切になります。

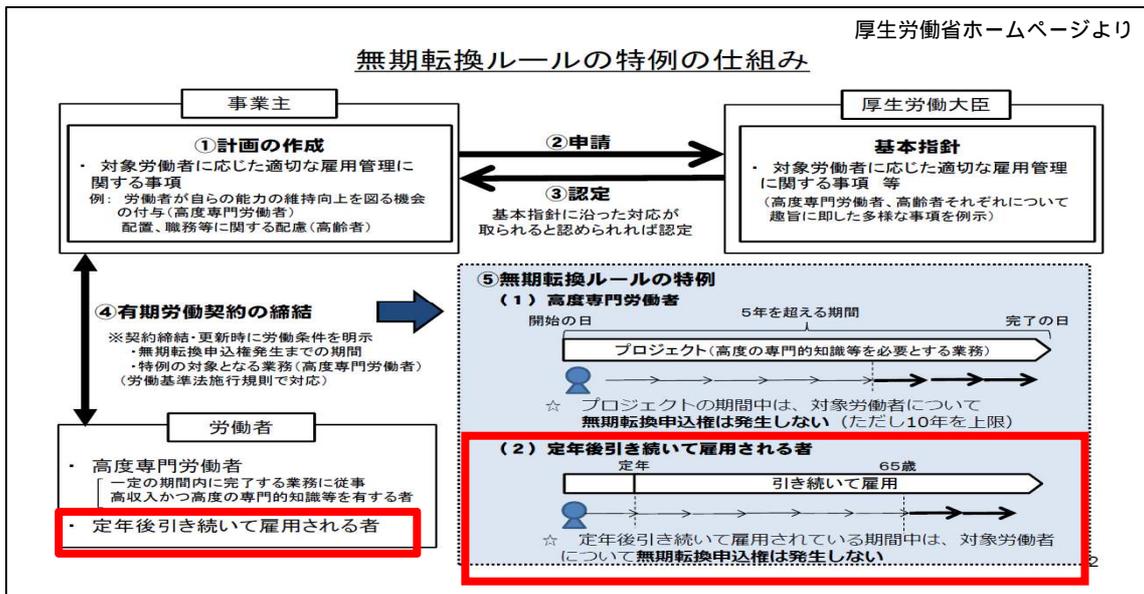
定年後再雇用の高齢者も無期転換？

もう一つ、平成25年4月1日の高齢者雇用安定法の改正により、会社は社員を65歳まで何らかの形で雇用することが義務となりました。

この、労働契約法の改正と高年法の改正で、60歳定年後65歳まで有期労働契約を更新した社員についても、無期転換申込み権が発生することになります。

が、65歳を超えた社員を無期限で雇用し続けるのは、さすがに企業にとって負担が重い、ということで、今回の特例措置が設けられました。

定年後継続雇用の労働者の他に、高度専門労働者も対象となっています。



無期転換ルールの特例を受けるには厚生労働大臣の認定が必要

この特例を受けるためには、「対象労働者に応じた適切な雇用管理に関する事項」について計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

計画の仕様などは、3月下旬には発表される見通しです。

Anna人事労務サポートより

有期労働契約者の無期転換ルールが出来てから丸2年がたちます。

平成25年4月時点から契約を更新しながら契約社員、パートタイマー等を雇用している会社さんでは、3年後以降には無期雇用に転換申込みをする対象者が出てくる可能性があります。

その時になって慌てることのないよう、自社では契約社員やパートタイマーをどのような位置付けで雇用していくのかを再考されることをお勧めします。

あくまでも臨時的な雇用として考える場合

更新の年数に上限を設ける。就業規則、労働契約書にその旨を記載する必要があります。

優秀な人であれば、無期転換または正社員への登用をしていきたい場合

無期転換、正社員登用についてのルールを就業規則に定め、社員に周知します。

キャリアアップ助成金の「正規雇用転換コース」の利用も可能な場合があります。

事務連絡

4月(5月納付分)から健康・介護保険料率が改定されます

給料への反映は、5月からになります(当月分を当月控除されている場合は4月から)。
詳細は協会けんぽのホームページでご確認ください。

被扶養者の異動の届出をお忘れなく

3月～4月は卒業、就職など異動の季節です。

社員の被扶養者から抜ける家族がいる場合は、各種手続きが必要になりますので、必ず会社へ申し出るように社員に周知しましょう。

- * 健康保険の被扶養者から抜ける手続き
- * 給与計算時の所得税の扶養の変更
- * 家族手当など、被扶養者の数により支給しているものの支給額変更 など

協会けんぽでは、5月から7月にかけて「被扶養者資格の再確認」を実施することになっています

マイナンバー制度の開始

平成28年1月よりマイナンバー制度が実施されます。その前段階として、今年10月より、個人宛てにマイナンバーが送付されます。社員への周知等準備を進めましょう。

マイナンバー導入までのスケジュール(現時点の予定です)

2015年10月 個人及び法人にマイナンバー、法人番号の通知を開始

2016年1月 個人番号カードの交付開始

マイナンバーの利用開始

2017年1月 国の機関間において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携開始

2018年7月 地方公共団体との情報連携開始

マイナンバーひとつで、個人の税金や社会保障給付、預金情報など大変プライバシー性の高い情報が管理されることになります。

このマイナンバーは、社員が入社した時の社会保険の資格取得届などにも記載することになりますので、外部に漏えいすることのないよう厳重な取扱いルールを決めることと、人事、総務など社員の個人情報を取り扱う部署の社員教育も必要となります。

マイナンバー制度については、来月以降も情報をお届けします。

以上